

# 須賀川市新庁舎建設基本計画

平成24年6月

須賀川市

## 目 次

第1章 策定にあたって	
1-1 基本計画策定の経緯	1
1-2 基本計画の位置づけ	1
第2章 現庁舎の現況	
2-1 敷地及び建物	2
2-2 組織及び職員数	4
第3章 新庁舎建設の基本理念	
3-1 新庁舎の意義と役割	5
3-2 新庁舎に求められる機能	5
3-3 新庁舎建設の基本理念	6
3-4 新庁舎建設の基本方針	7
第4章 新庁舎の整備計画	
4-1 新庁舎建設の基本的条件	8
4-2 敷地計画	10
4-3 新庁舎の規模	11
4-4 新庁舎の構造	13
4-5 求められる機能	14
4-6 新庁舎建設スケジュール	16
4-7 市民等の意見の反映	16
第5章 新庁舎の建設手法	
5-1 新庁舎設計者の選定方法	17
5-2 新庁舎建設の事業費	18
5-3 新庁舎建設の財源	18

# 第1章 策定にあたって

## 1-1 基本計画策定の経緯

須賀川市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市域の広範囲にわたって過去に例を見ない甚大な被害を受け、これにより多くの市民の貴重な財産が奪われただけでなく、尊い生命も奪われ、それまでの生活が一変することとなりました。また、市庁舎や総合福祉センターをはじめとして多くの公共施設についても大きな被害を受けました。

特に市庁舎は、倒壊は免れたものの解体を余儀なくされるほど大きな被害を受けたため、市庁舎にあった行政機能を文化センターや須賀川アリーナなどに分散しなければならず、これにより、市民の利便性に多大な影響を及ぼしているとともに、行政効率も著しい低下を招く状況となっています。

そのような中で、平成23年12月に須賀川市の復興の道筋を示す「須賀川市震災復興計画」を策定しました。この計画では、様々な復興への取り組みを示していますが、その中でも「須賀川市震災復興計画」を先導し、集中して実施する必要があるものなどは、重点プロジェクトとして設定し、進めることとしています。新庁舎の建設は、この重点プロジェクトの一つに位置付けており、市民の利便性を確保するとともに、防災拠点としての整備を図る意味からも、一日も早い新庁舎の建設が必要となっています。また、他の行政機関においても被災を受けた施設があることから、各官公庁などと一体となった行政サービスの一元化を図る「シビックコア」的な発想のもとに検討する必要があります。そのため、将来に渡り様々な市民サービスに対応する基本的な考えを示すため、本計画を策定することとしました。

## 1-2 基本計画の位置づけ

本計画は、新庁舎建設を行うにあたっての基本理念や基本方針を定めるとともに、行政機能の再構築、庁舎の規模、求められる機能など庁舎建設にあたっての基本事項を定めることとします。

## 第2章 現庁舎の現況

### 2-1 敷地及び建物

#### 1 敷地

所 在	須賀川市八幡町 134 番地、135 番地、23 番地の 1
面 積	23,448.43 m <sup>2</sup>
庁舎等立地施設 建 築 面 積	7,953.098 m <sup>2</sup> (敷地内建物全て) 本 庁 舎 1,566.934 m <sup>2</sup> 別 棟 339.032 m <sup>2</sup> 現 業 棟 436.409 m <sup>2</sup> 食 堂 棟 303.600 m <sup>2</sup> 教育施設 4,490.980 m <sup>2</sup> 倉 庫 等 816.143 m <sup>2</sup>
敷地の用途地域	商業地域
(参考) 総合福祉センター敷地面積 2,348.16 m <sup>2</sup> 大町分庁舎敷地面積 969.57 m <sup>2</sup>	

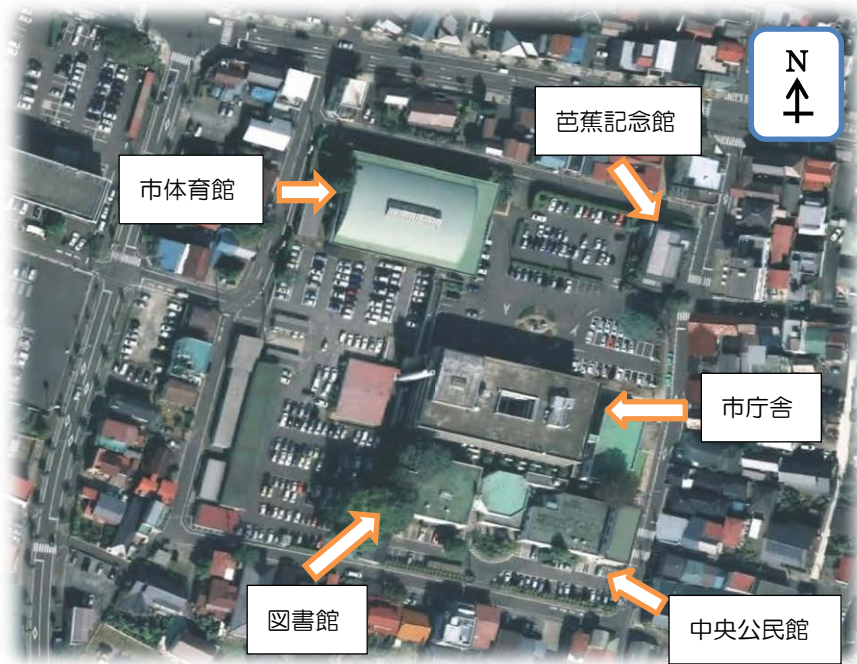
#### 2 建物

延 床 面 積	8,853.870 m <sup>2</sup> (教育施設を除く) 本庁舎 6,250.424 m <sup>2</sup> 別 棟 728.912 m <sup>2</sup> 現業棟 788.691 m <sup>2</sup> 食堂棟 269.700 m <sup>2</sup> 倉庫等 816.143 m <sup>2</sup>
建 ぺ い 率	80%
容 積 率	400%
日 影 制 限	なし
(参考) 総合福祉センター延床面積 3,791.547 m <sup>2</sup> (行政関連部分のみ) 大町分庁舎延床面積 439.475 m <sup>2</sup>	

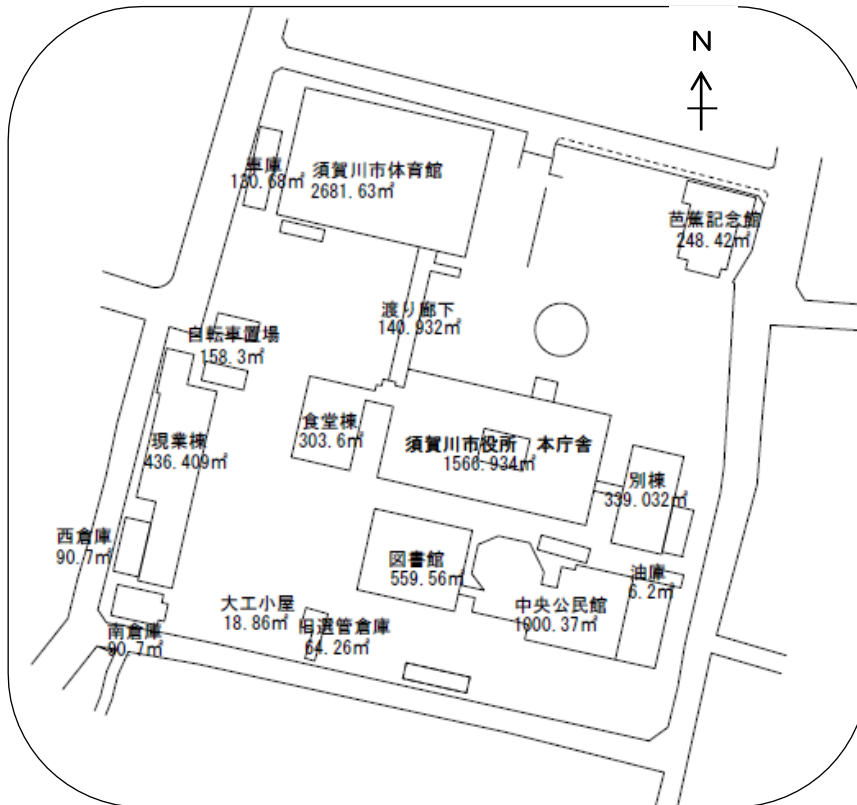
#### 3 駐車場

	市民(議員含)	庁用車(バス含)	職員	計
駐車台数	110 台	52 台	157 台	319 台
(参考) 総合福祉センター 市民用 28 台 庁用車用 26 台 計 54 台 大町分庁舎 市民用 12 台 庁用車用 10 台 計 22 台				

## 現庁舎現況写真



## 現庁舎配置図



## 2-2 組織及び職員数

### 1 組織（平成 23 年 3 月 11 日現在）

組織体制(全体)	10 部 5 局 29 課 (会計管理者及び支所は部に含みます。)
本庁配置組織	<p>○市組織等</p> <p>企画財政部（企画財政課、税務課、収納課）          行政管理部（行政管理課、人事課）          生活環境部（生活課、環境課、総合サービス課）          産業部（農政課、商工労政課、観光交流課）          建設部（道路河川課、建築住宅課、都市整備課、下水道課）          会計管理者（会計課）          議会事務局          選挙管理委員会事務局          監査委員事務局          農業委員会事務局          教育委員会事務局(教育総務課、学校教育課、文化・スポーツ課)</p> <p>○行政以外の組織</p> <p>土地改良区</p>
総合福祉センター	<p>健康福祉部（社会福祉課、こども課、長寿福祉課、健康づくり課）          社会福祉協議会</p> <p>大町分庁舎</p> <p>水道部（営業課、施設課）</p>

### 2 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

	正規職員	臨時職員	合計
本庁勤務職員数	411	39	450
出先機関職員数	159	223	382
合計	570	262	832
(参考) 職員定数 680 人（須賀川市職員定数条例）			

※正規職員には、特別職（市長、副市長及び教育長）を含みます。

※本庁勤務職員数には、健康福祉部（社会福祉課、こども課、長寿福祉課、健康づくり課）及び水道部（営業課、施設課）の職員数を含みます。

## 第3章 新庁舎建設の基本理念

### 3-1 新庁舎建設の意義と役割

東日本大震災により使用不能となった市庁舎の新たな建設は、市内各所に分散した行政機能を早期に再構築し、市民の利便性を向上させる一方で、東日本大震災からの復興シンボルとして、また、住民自治の拠点としてなど多くの機能を担うことによって、本市の限りない発展と市民福祉の更なる増進に寄与します。

また、新庁舎は、東日本大震災の教訓を生かし、今後の災害から市民生活を守る防災拠点や、早期の市民生活の回復を実現するための拠点としての最重要施設としての役割を果たします。

さらに、新庁舎建設敷地は市街地中心部に位置することから、まちの活気、にぎわいを創出する拠点として、中心市街地との相乗効果を担う重要な役割を果たします。

### 3-2 新庁舎に求められる機能

新庁舎は、市民の財産であり、第一に市民が利用しやすく、親しみをもてる機能が最優先ですが、東日本大震災での教訓を基に、防災拠点として、災害から市民生活を守るため、防災・減災(※)の視点からの安全・安心な機能の充実も強く求められます。

また、行政事務の効率化や市民サービス充実の視点から、事務執行の利便性や効率性だけでなく、地球環境への配慮などが求められます。

※減災：災害による被災をできるだけ小さくする取り組みのことです。

### 3-3 新庁舎建設の基本理念

新庁舎を建設するにあたっては、復興のシンボルとなるだけでなく、今後の市民サービスの充実、業務効率の向上、災害への迅速な対応のほか、地域の活性化に寄与できる施設であるなど様々な視点から検討する必要があります。

そこで、新庁舎を建設するにあたっての基本理念を次のように定めます。

## 基本理念

- I 防災拠点となる安全・安心な庁舎
- II 市民に開かれた利用しやすい庁舎
- III 機能性・柔軟性を重視した庁舎
- IV 環境にやさしい庁舎
- V 須賀川市を象徴する庁舎



### 3-4 新庁舎建設の基本方針

3-3で示した基本理念を実現するために、次のとおり基本方針を定めます。  
この基本方針のもと新庁舎の建設を推進してまいります。

基本理念 I 防災拠点となる安全・安心な庁舎

**【基本方針】**

- 災害対策の中核機能を果たす庁舎

基本理念 II 市民に開かれた利用しやすい庁舎

**【基本方針】**

- 市民に親しまれ、市民にやさしい庁舎
- 市民が利用しやすい機能を配置した庁舎
- 個人情報セキュリティを高めた庁舎
- 議会機能が充実した庁舎

基本理念 III 機能性・柔軟性を重視した庁舎

**【基本方針】**

- 事務効率の向上に配慮した庁舎
- 組織機構の見直しや情報通信技術の進展などに柔軟に対応できる庁舎

基本理念 IV 環境にやさしい庁舎

**【基本方針】**

- 自然エネルギーなどの活用によるエコな庁舎
- 地球環境に配慮した建築資材などの活用による自然にやさしい庁舎

基本理念 V 須賀川市を象徴する庁舎

**【基本方針】**

- 須賀川市らしさを象徴し、市民が誇りと愛着をもてる庁舎

## 第4章 新庁舎の整備計画

### 4-1 新庁舎建設の基本的条件

新庁舎を建設する上で必要な基本的条件を次のとおり定めます。

#### 1 人口の推計

須賀川市の人口（現住人口）は、平成24年4月1日現在で、77,761人であり、平成22年度国勢調査に比べ約1,500人が減少しています。今後は、全国的な傾向のほか、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故などの影響により、減少傾向にあると想定します。

#### 2 新庁舎勤務職員数

平成24年4月1日現在の正規職員数は、570人（市長、副市長、教育長及び派遣職員を含む。）で、そのうち「3 新庁舎に配置する組織」に示す新庁舎に配置する組織に勤務する職員数は、411人です。

新庁舎に勤務する正規職員数については、「須賀川市職員定員適正化計画」に基づく平成26年度末の目標職員数552人をほぼ達成していること、今後の市民サービスの向上、地方分権の推進、広域行政の視点などに対応することを考慮し、平成24年4月1日現在の正規職員数である411人とします。

また、庁舎で勤務する職員は、正規職員のほか、臨時職員等も勤務していることから、平成24年4月1日現在の職員数を基本に、繁忙期への対応などを考慮し、臨時職員数は59人とします。

このことから新庁舎面積算定の基礎となる職員数は、正規職員及び臨時職員を合わせて470人とします。

#### 3 新庁舎に配置する組織

##### (1) 市組織等

東日本大震災発生前から本庁舎に配置していた組織については、従前どおり新庁舎においても配置することとします。

また、東日本大震災発生前には総合福祉センター及び大町分庁舎に分散していた、健康福祉部（社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課）及び水道部（営業課・施設課）については、新庁舎建設の基本理念のもと、震災前以上の市民サービスの向上、市民ニーズへの対応、事務効率の向上などを実現していくため、これらの組織についても新庁舎に配置することとします。

## (2) 行政以外の組織等

行政以外の組織には、社会福祉協議会、土地改良区、須賀川地方保健環境組合など市と密接に関係する組織があります。これらの組織についても、市民サービスや事務効率の向上を図る観点から、当該団体の意向等を踏まえ、配置を検討します。

また、金融機関や商業施設などについても、市民の利便性向上を図るため配置を検討します。

### 新庁舎配置予定組織等

#### 【市組織等】

企画財政部（企画財政課、税務課、収納課）  
行政管理部（行政管理課、人事課）  
生活環境部（生活課、環境課、総合サービス課）  
健康福祉部（社会福祉課、こども課、長寿福祉課、健康づくり課）  
産業部（農政課、商工労政課、観光交流課）  
建設部（道路河川課、建築住宅課、都市整備課、下水道課）  
会計管理者（会計課）  
水道部（営業課、施設課）  
議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、文化・スポーツ課）

#### 【行政以外で配置を検討する組織等】

社会福祉協議会  
土地改良区  
須賀川地方保健環境組合  
金融機関（支店、ATM等）  
商業施設（売店、食堂等）

※組織名は平成24年4月1日現在のものを掲載しています。

東日本大震災などへの対応を目的として設置した組織については、震災復興状況により配置を検討します。

## 4-2 敷地計画

### 1 建設地の検討

本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。

また、地方自治法の規定のほか、市民サービスや事務効率の向上などの観点から、次のとおり敷地の検討を行いました。

#### ■ 新庁舎建設敷地検討の視点 ■

- ①行政機能が市内各所に分散している現状に鑑み、早期に新庁舎建設に取り組めること。
- ②交通や他の公共的施設との連携において、市民の利便性が高いこと。
- ③公共施設間の連携が図れること。
- ④造成工事費等において、財政コストを抑えることができること。
- ⑤新庁舎建設が周辺地域や市全体の賑わい創出に貢献できること。

新庁舎建設地については、「現在の場所」又は「新たな場所」が考えられましたが、地方自治法の規定や上記の「新庁舎建設敷地検討の視点」などを踏まえるとともに、様々な場面での市民の意見を考慮し、市において慎重な検討をした結果、「現在の場所」で建設することが、市民サービスの向上や財政コストの抑制等の観点から、最も適しているとの判断から、新庁舎は、「現在の場所」に建設します。

### 2 現敷地の有効利用

現敷地には、本庁舎のほか、図書館、中央公民館、体育館、芭蕉記念館などが配置されています。これらの施設は、東日本大震災による大規模被災は免れたものの、老朽化や狭あい化等の課題を抱えている状況です。また、新庁舎を建設するにあたり、将来にわたる敷地の有効利用や施設の適正配置を図るため、教育委員会と連携を図りながら、これらの施設については、新庁舎建設に併せ移転等を検討します。

### 3 敷地拡張の検討

災害時における一時避難場所などの防災的な観点、市民交流、シビックコア的な発想などの観点から、現敷地の拡張について検討する必要があります。特に防災機能を強化するため、東日本大震災の教訓を生かし、次世代に安全・安心を継承していくことは最重要課題であることから、現敷地から北側及び西側についての拡張を検討し、将来を見据えながら、今後調整を図ってまいります。

### 4 駐車場

現敷地の駐車台数は、P2「3 駐車場」で示したとおり、319 台であり、狭あいのため繁忙期などには駐車場が足りない状況でした。新庁舎の駐車場は、市民の利便性の向上、繁忙期の対応、業務効率の向上、新庁舎配置組織などを勘案し、現敷地の駐車台数に総合福祉センター及び大町分庁舎の駐車台数を加えた 395 台に繁忙期の増加分として約 10%を加算した 430 台を基本に検討します。

なお、敷地の有効利用や導線確保の観点から庁用車の駐車場所は、屋外のほか地下式駐車場も併せて検討します。

#### 4-3 新庁舎の規模

市庁舎を建設する場合、一般的には、「旧総務省起債対象事業費算定基準をもとに算定する方法」や「現状の床面積から割り出す方法」などの手法があります。

表1「旧総務省起債対象事業費算定基準により算定した結果」及び表2「現状の床面積から割り出した結果」のとおり、旧総務省起債算定基準による想定面積は、約 14,700 m<sup>2</sup>で、現庁舎の面積は、本庁舎、別棟（教育委員会等）、総合福祉センター（健康福祉部）及び大町分庁舎（水道部）を合わせ約 13,100 m<sup>2</sup>となり、旧総務省起債算定基準と現庁舎面積を比較すると、現庁舎の面積が 1,600 m<sup>2</sup>ほど少ない状況です。

新庁舎の規模は、旧総務省起債算定基準と現庁舎面積を総合的に比較検討するとともに、基本理念のもと、災害時における防災拠点としての機能や市民の利便性の向上のほか、将来の地方分権による業務量増大に柔軟に対応できるなど様々な要素を検討する必要があります。そのため、今後の新たな機能等への対応を見込むとともに庁舎空間の効率的かつ機能的な運用を図るため、新庁舎の規模面積を 14,000 m<sup>2</sup>程度に想定します。

なお、P8「新庁舎に配置する組織」に示したとおり、行政以外の組織につい

て配置を検討していることから、これら組織の配置の有無や規模などにより、想定面積の増減が考えられますが、今後の基本設計において精査することとします。

〔表 1〕 旧総務省起債対象事業費算定基準により算定した結果

室名	面積基準4.5㎡×換算職員数)					適用
	職種	人数	換算率	換算職員数	算出面積	
■事務室	特別職（三役）	3	20	60	270.0	
	部長・次長級	16	9	144	648.0	
	課長級	47	5	235	1,057.5	
	課長補佐・係長級	177	2	354	1,593.0	
	一般職員	223	1	223	1,003.5	臨時等59人含む
	製図者	4	1.7	6.8	30.6	
	計	470		1,022.8	4,602.6	
■附属面積						
倉庫	事務室面積×13%	4,602.6	13.0%		598.3	
○会議室、電話交換室、便所、洗面室、その他諸室	(全職員数)×7㎡	470	7		3,290.0	※350㎡を最小とする
計					3,888.3	
■玄関、広間、廊下、階段等の交通部	(事務室+附属面積)×40%	8,490.9	40.0%		3,396.4	
■車庫	2.5㎡/台 (地下車庫50㎡)	74	25.0		1,850.0	本庁において直接使用する自動車に限る
■議事堂	(議員定数)×35㎡	28	35.0		980.0	議場のほか、委員会室、議員控室を含む
計					14,717.3	

※職員数は平成24年4月1日現在の人事課職員名簿より算出  
 ※換算率は人口5万人以上50万人未満により算定  
 ※職種の部長級は参事以上、係長級は主査までとしました。  
 ※製図職員は建設工事等の積算を行う機械台数による職員数としました。

〔表 2〕 現状の床面積から割り出した結果 (単位：㎡)

区分	室名	本庁舎	総福センター	大町分庁舎 (水道部)	合計
① 執務室		2,183,644	583,545	351,580	3,118,769
② 固有業務	印刷室、相談室等	1,587,771	575,566	21,980	2,185,317
③ 設備関係	発電機室、空調室等	234,522	428,931	21,980	685,433
④ 交通部分	階段、バルコニー等	2,307,879	1,271,828	21,980	3,601,687
⑤ 附属	会議室、便所等	2,540,054	931,677	21,955	3,493,686
合計		8,853,870	3,791,547	439,475	13,084,892

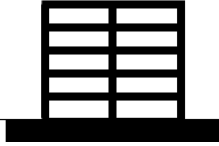
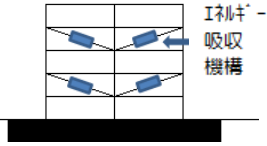
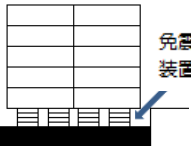
※本庁舎には、教育施設を除く全ての施設を計上。車庫部分は「附属」に計上。  
 ※総合福祉センターは、行政関連部分のみを計上。  
 ※水道庁舎の執務室は全体の80%とし、その他は一律按分で計上。

#### 4-4 新庁舎の構造

新庁舎の構造は、新庁舎建設の基本理念に掲げた「防災拠点となる安全・安心な庁舎」を踏まえ、防災拠点としての機能や長寿命化、維持管理費の軽減などの視点から検討する必要があります。一方で東日本大震災の教訓を生かし、大規模地震が発生しても、倒壊しないことはもとより、直後から迅速に災害復旧業務の遂行が可能な構造も求められます。

耐震性の構造には、「耐震構造」、「制震構造」及び「免震構造」がありますが、それぞれのメリット・デメリットを比較検討した結果、「免震構造」が他の構造に比べ、建物への被害や業務遂行への支障が少なく有効と考えられることから、「免震構造」を基本に検討し、今後の基本設計の段階で、耐震性能のほか、災害後の復旧期間、防災活動に支障を来さない構造、維持コストなどを総合的に考慮し、決定することとします。

〔表3〕 耐震性の構造比較表

	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	構造体を堅牢にすることで地震力に耐える構造。	建物に組み込んだエネルギー吸収機構により揺れを制御する構造。	地震の揺れに建物が追随しないようにする構造。
大地震の際の揺れ方	上層階、低層階ともに大きく揺れ、上部ほど揺れは大きい。	上層階ほど揺れは大きくなる。耐震構造よりも揺れは小さい。	建物全体が大きくゆっくり揺れる。最も揺れが小さい。
メリット	維持管理が容易。特別な費用もかからない。	繰り返しの地震に有効。免震構造よりも維持管理費は安価。	建物の損傷が少なく、家具類も転倒しにくい。
デメリット	壁、開口部まわりがひび割れたり、家具類が転倒する可能性がある。補修費が大きくなる。	大地震後に点検が必要。実績が少ない。	定期的に点検が必要。維持管理費がかかる。
構造簡易図	 <p>柱・梁などを強くし、構造体で地震力を吸収。</p>	 <p>制震装置で揺れを吸収。</p>	 <p>免震装置が地震力を吸収。</p>

## 4-5 求められる機能

P7 3-4 で示した「新庁舎建設の基本方針」に基づく、求められる機能について、次のとおり定めました。これらの機能を基本に、その他様々な機能について今後の基本設計等において、さらに精査していくこととします。

### 基本理念 I 防災拠点となる安全・安心な庁舎

基本方針	求められる機能
○災害対策の中核機能を果たす庁舎	○庁舎耐震化の強化や大地震後においても業務への支障が少ない構造 ○災害対策本部機能の充実 ○非常用電源設備、防災倉庫、非常用貯水槽の設置 など

### 基本理念 II 市民に開かれた利用しやすい庁舎

基本方針	求められる機能
○市民に親しまれ、市民にやさしい庁舎	○庁舎のユニバーサルデザイン化（※） ○ゆとりある廊下、階段、エレベータなどの設置 ○明るくぬくもりがあり圧迫感のないレイアウト など
○市民が利用しやすい機能を配置した庁舎	○ワンストップ窓口に対応したレイアウト ○窓口関係部署の低層階への集約配置 ○ATMや食堂（軽喫茶を含む）・売店の設置 ○市民情報共有スペース（市民ホール）の設置 ○駐車場の出入口の分離や庁舎入口に近い駐車場の設置など市民用駐車場の充実 など
○個人情報セキュリティを高めた庁舎	○個室形式の相談室の設置 ○間仕切り付きカウンターを設置 など
○議会機能が充実した庁舎	○機能的な議場の設置 ○市民が利用しやすい傍聴席や審議視聴用モニターを設置 ○必要諸室（議長・副議長室、委員会室、議員図書室など）の設置 など

※ユニバーサルデザイン：文化や言語、老若男女などの違い、障害や能力などを問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインをいいます。



### 基本理念 Ⅲ 機能性・柔軟性を重視した庁舎

基本方針	求められる機能
○事務効率の向上に配慮した庁舎	○一般市民の利用空間と執務空間の分離 ○大・中・小会議室の設置や打ち合わせスペースの充実 ○書類等運搬用エレベータの設置 ○来庁者用と庁用車用出入口の分離や庁用車専用駐車場の設置など庁用車駐車場機能の充実 ○事務効率が向上する機能的な事務室などの設置 ○必要諸室（書庫、印刷室、医務室など）の設置など
○組織機構の見直しや情報通信技術の進展などに柔軟に対応できる庁舎	○全課のオープンフロア化 ○人事異動に柔軟に対応した事務机などの設置 ○フリーアクセスフロアの設置 など（※）

※フリーアクセスフロア：ネットワーク用の配線などを設置するための空間をとった床のことをいい、二重床などともいいます。

### 基本理念 Ⅳ 環境にやさしい庁舎

基本方針	求められる機能
○自然エネルギーなどの活用によるエコな庁舎	○太陽光発電や雨水利用設備の導入 ○高効率照明器具などの設置 ○緑化、自然光、自然通風の確保 など
○地球環境に配慮した建築資材などの活用による自然にやさしい庁舎	○耐久性に優れた建築材料や再生材などの採用 ○メンテナンスが容易な設備機器の設置 など

### 基本理念 Ⅴ 須賀川市を象徴する庁舎

基本方針	求められる機能
○須賀川市らしさを象徴し、市民が誇りと愛着をもてる庁舎	○須賀川市の文化や伝統などのイメージを具現化したデザインの採用

## 4-6 新庁舎建設スケジュール

新庁舎建設のスケジュールについては、整備手法等により異なりますが、基本的な整備工程は表4「新庁舎建設スケジュール」のとおりです。

なお、スケジュールについては、建設工法などの検討により、短期間での整備を視野に検討する必要があります。

〔表4〕 新庁舎建設スケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基本計画	→			
設計業者選定	→			
基本設計	→	→		
実施設計		→	→	
建築手続き			→	
建設工事			→	→
付帯工事				→

## 4-7 市民等の意見の反映

新庁舎建設にあたっては、庁舎が市民の財産であることから、多方面からの様々な意見を反映して建設する必要があります。そのため一定の段階において、市民や市議会への説明を行うとともに、広く意見を求め、「市民に開かれた利用しやすい庁舎」などに意見等を反映していくこととします。

また、早期から庁内にワーキンググループを設置し、窓口のワンストップ化や庁内のユニバーサルデザイン化などの課題について様々な検討を行ってまいります。

## 第5章 新庁舎の建設手法

### 5-1 新庁舎設計者の選定方法

本事業を一般方式（従来方式）において実施する場合の設計者の選定については、大きく分けて以下のとおり3つの選定方法が考えられます。市庁舎の建設にあたっては、建設費用だけでなく、市のシンボルとなるデザインについても重要であり、また設計過程において様々な意見を取り入れていく必要があることから、これらの条件に最も適しているプロポーザル方式により設計者を選定することとします。

#### ○プロポーザル方式○

プロポーザル方式は、「提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する」手法（1991建築審議会）であり、具体的な設計案ではなく、設計者の考え方を評価し、「人」を選ぶことを目的としています。

#### ○競争入札

競争入札は、提示する条件（仕様書）に対し、設計料の入札を行い、その中から一番安価な業者を選定する手法で、建設工事等では一般的な手法となっていますが、入札金額のみで決定するため、技術力やデザイン力を評価したものではないことが大きなデメリットとなります。

#### ○コンペ方式

コンペ方式は、「提案された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する」手法で、明確な設計条件に基づいて具体的な設計案を作成し、その良否により案を選ぶことを目的としており、デザイン的に優れたものが選ばれる反面、市民参加等で設計を進めにくいというデメリットがあります。

## 5-2 新庁舎建設の事業費

前章までの庁舎規模で想定した内容に基づき、新庁舎建設に係る概算事業費を試算します。

なお、新庁舎建設に要する経費は、今後、基本設計等を進める中で精査するものとしませんが、その積算にあたっては、効率的、効果的なコストの縮減を図るものとしします。

〔表 5〕 新庁舎建設事業費算定表

項 目	概算事業費（千円）	備 考
基本・実施設計費	132,000	
庁舎建設工事費	4,700,000	他庁舎参考
付帯・外構工事	200,000	
施工監理費	50,000	標準単価から算出
合 計	5,082,000	

## 5-3 新庁舎建設の財源

表 5「新庁舎建設事業費算定表」で示したように、新庁舎の建設には莫大な費用を要することになり、このすべてを単独費で賄うことは、大変な財政負担を伴うことになります。

新庁舎建設費用の財源は、単独費、地方債（借金）、補助金などが考えられますが、東日本大震災に伴い合併特例債の適用期限が延長されたことに伴い、合併特例債が活用できることになったため、新庁舎の建設費用の主な財源としては、合併特例債を活用する一方で、少しでも財政負担を減らすために、関連する国の支援制度の活用を検討してまいります。